

声 明

「大飯原発」地震動過小評価を追認 —大阪高等裁判所判決に抗議する—

2026年6月3日

大飯原発設置許可取消請求訴訟弁護団

関西電力が設置した大飯原子力発電所3号機及び4号機の安全性をめぐる最大の争点は、地震に対する安全性を保持しているか否かにある。

2011年3月11日に発生した巨大地震による東京電力福島発電所事故による未曾有の被害を経て新しい安全基準が設定され、同時に「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」が制定され、原発を襲う最大地震動（基準地震動）を算出する過程において、経験式をもちいて地震規模（地震モーメント）を計算する際「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定めた。

したがって、原審大阪地裁判決は、関西電力の原発設置申請における基準地震動の算出について、平均値としての地震モーメントだけを算出して、ばらつき分（通常は標準偏差値）を考慮していないことを違法として、大飯原発の設置許可処分を取り消した。この判決が確定すれば、全国の原発について「ばらつき」を考慮した基準地震動が設定され、地震に対する安全性を格段に強めることが当然に期待された。

しかるに、2026年5月28日の大阪高裁判決は、「ばらつき」を考慮しないことを正当化し、現状を追認し、「ばらつき」の考慮を命じた前記「審査ガイド」に違反することを公然と正当化した外、こともあろうに「審査ガイド」は審査基準ではないと嘯いて安全性をないがしろにした。この判決に先立って原子力規制委員会は前記審査ガイドの「ばらつき」規定を削除した。

原子力規制委員会は行政機関である。大阪高等裁判所は司法機関である。私達国民は心眼をもって、だまされないようによく見なければならぬ。行政と司法、三権のうちの二権が、寄って集って国民の安全や権利に対して、こともなげにないがしろにしていくこの過程を私達は細心の注意力をもって監視しなければならない。

この大阪高裁判決については、上記の大きな誤りをおかしており、他にも論理的つじつまも合わないところもある。したがって、本来であれば上告して闘うところであるが、最高裁では審理の範囲が限られ、逆にこの高裁判決そのものを認知される危険性があるため、私達はあえて上告は行わない。

私達が被った苦汁の体験を他の原発訴訟関係者に伝え、彼らにおいて、大いなる逆転を期したいと考える。